○農林水産省告示第二千百五十八号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成三十年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四四〇円
安定上位価格	五九五円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四一〇円
安定上位価格	五五五円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	九二五円
安定上位価格	一、二五五円

○農林水産省告示第二千百五十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成三十年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三四一、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三一一、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二二二、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一四一、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一六、〇〇〇円

○農林水産省告示第二千百六十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二八四、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二六一、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一五一、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九八、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一五八、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

○国土交通省告示第千百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　**齋藤　健**

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸島沢二号

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県沼田市岩本町

字山田	一二五〇番　一号
	一二五一番　二号
	一二四八番　三号
	一二四三番甲　四号
	一二四四番　五号及び六号
字戸島山田	一三二二番　七号及び八号

○国土交通省告示第千百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　**齋藤　健**

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸島沢三号

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県沼田市岩本町

字山田	一二一二番　一号から三号まで
	一二一五番　四号
	一二一四番　五号
	一二五三番二　六号
	一二五三番一　七号及び八号

○国土交通省告示第千百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　**齋藤　健**

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

セトガ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県安芸郡安田町内京坊

字カウサキ	一九五番から二〇四番まで
	二〇六番から二〇八番まで
	二一〇番
	二一二番
字上ヱ野田	二三六番から二四一番まで
字上ヱハセコバ	二四二番から二四五番まで
	二四六番一及び二四六番二
	二四七番から二五一番まで
	二五二番一及び二五二番二
	二五三番から二六四番まで
	二六五番イから二六五番ハまで
字野田	二六六番から二六八番まで
	二六九番一
	二六九番三から二六九番五まで
	二六九番ロ
	二七〇番及び二七一番
	二七二番一及び二七二番二
	二七三番から二八一番まで
字ハセコバ	九一二番及び九一三番
	二八二番から二九〇番まで
	二九一番イ及び二九一番ロ
	二九二番から二九五番まで
	九一四番
字セドガ谷東山	二九六番から二九八番まで
	九一五番及び九一六番

高知県安芸郡安田町正弘

字樟脳畑	一二三番
	一二四番一から一二四番四まで
	二二七番及び二二八番
字野田	一四二番一及び一四二番二
	一四三番
	一四四番一及び一四四番二
	一四五番
	一四六番イ及び一四六番ロ